

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |            |         |            |
|-------|------------|---------|------------|
| 幹事会承認 | 平成16年4月20日 | 合併協議会提案 | 平成16年4月27日 |
|-------|------------|---------|------------|

|          |  |          |                         |
|----------|--|----------|-------------------------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - )   | 関係項目     |                         |
| 事務事業・制度名 | 奨学資金貸与事業   | 担当専門部会名等 | 文教部会                    |
| 調整の内容    | <p>1 奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。</p> <p>2 事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。</p> <p>3 旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。</p> |          | 【調整方針確認日】<br>平成16年5月28日 |

| 事務事業名の名称等 | 現況や課題等   |   |   | 具体的な調整方法   |
|-----------|--|---|---|--|
|           | 伊方町  | 瀬戸町   | 三崎町   |  |
| 奨学資金貸与事業  | <p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校 20,000円/月</li> <li>・ 各種学校、高専等 35,000円/月</li> <li>・ 大学 45,000円/月</li> </ul> <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伊方町奨学資金貸付基金</li> </ul> <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 29人 31,725千円</li> </ul> <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度末現在</li> <li>対象者 419名</li> <li>貸付金 234,275千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校 16,000円/月</li> <li>・ 高等専門学校 16,000円/月</li> <li>・ 大学 35,000円/月</li> </ul> <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬戸町ふるさと創生基金の一部運用</li> </ul> <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22人 7,188千円</li> </ul> <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度末現在</li> <li>対象者 293名</li> <li>貸付金 47,265千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p>事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経済的理由により修学困難な学生又は生徒に対し、資金を貸与することにより有能な人材の育成を図る。</li> </ul> <p>貸付金の額(無利子)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校 500円/月</li> <li>・ 大学 2,000円/月</li> </ul> <p>財源</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般財源</li> </ul> <p>平成15年度貸付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 0人 0千円</li> </ul> <p>貸付実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年度末現在</li> <li>対象者 0名</li> <li>貸付金 0千円</li> <li>貸付金は決算年度末の貸付残高</li> </ul> | <p>奨学資金貸与事業は、合併時に伊方町の制度を基本に再編する。</p> <p>財源</p> <p>事業実施の財源として、奨学資金貸付基金をあて、新町においてふるさと創生基金及び一般会計から新たに積み立てを行い、事業に必要な額を確保するものとする。</p> <p>債権</p> <p>旧町で貸付けた債権は、すべて新町に引き継ぐ。また、旧町で貸付けた債権の貸付条件については、その契約内容を引き継ぐものとする。</p> |

伊方町・瀬戸町・三崎町合併協議会 項目別調整内容

|       |            |         |            |
|-------|------------|---------|------------|
| 幹事会承認 | 平成16年4月20日 | 合併協議会提案 | 平成16年4月27日 |
|-------|------------|---------|------------|

|          |                              |          |      |
|----------|------------------------------|----------|------|
| 協議項目(番号) | 各種事務事業の取扱いについて (項目 NO.22 - ) | 関係項目     |      |
| 事務事業・制度名 | 奨学資金貸与事業                     | 担当専門部会名等 | 文教部会 |

| 事務事業名の名称等     | 現況や課題等  |  |  | 具体的な調整方法                 |
|---------------|---|--|--|--------------------------|
|               | 伊方町   | 瀬戸町  | 三崎町  |                          |
| 貸付の対象となる学校の規程 | 学校教育法に規定する高等学校(盲学校、ろう学校及び養護学校の高等部を含む。)高等専門学校、大学及び各種学校(教育委員会が別に指定するものに限る。)に在学するもの。<br>愛媛県立農業大学校は貸付対象としている。                               | 高等学校、大学又は専門学校に在学するもの。  | 国公立大学又は高等学校に在学するもの   | 制度の具体的内容については、合併までに調整する。 |
| 奨学金の返還猶予      | (1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。<br><br>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。<br><br>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に勤務しているとき。 | (1) 高等学校、大学又はこれと同程度の学校に在学するとき。<br><br>(2) 災害、障害、その他やむを得ない理由により返還が困難であると認めるとき。<br><br>(3) 町内に定住し、就業しているとき。                                      | (1) 上級学校に進学したとき又は特別の事由により一時償還ができなくなったとき。                       |                          |
| 奨学金の返還免除      | (1) 死亡したとき<br><br>(2) 重度の障害者、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。<br><br>(3) 愛媛県公立学校職員(中学校教員、小学校教員)として採用され、県内の学校等に8年以上勤務したとき。                  | (1) 死亡したとき<br><br>(2) 重度の障害、その他やむを得ない事由によって返還が不能と認められるとき。<br><br>(3) 引き続いて10年以上町内に定住し、就業したとき。  | (1) 死亡したとき   |                          |
| 奨学金の返還        | (1) 奨学金の返還は年賦<br><br>(2) 貸与を受けた期間が2年未満の者は5回、2年以上3年未満の者は10回、3年以上の者は15回で返還する。<br><br>(3) 納入通知書により毎年12月末までに納入する。                           | (1) 奨学金の返還は年賦又は半年賦<br><br>(2) 貸与を受けた期間の2倍相当期間で返還するが、2倍の期間が10年を超えるものについては10年間で返還する。<br><br>(3) 納入通知書により、年賦にあつては毎年12月末、半年賦にあつては6月末及び12月末までに納入する。 | (1) 奨学金の返還は月賦<br><br>(2) 大学卒業生は10年間で返還<br><br>(3) 高校卒業生は5年間で返還 |                          |